

令和3年第20回公安委員会会議録

日 時	8月5日（木曜日） 自午後 1時30分 至午後 5時15分	場 所	公安委員会室	
会 議 出席者	公安委員	下山委員長 高木委員 小野委員 廣塚委員 宮尾委員		
	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞11件、意見の聴取6件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 令和3年上半期の犯罪認知状況等について

(1) 刑法犯認知状況等

ア 刑法犯認知件数の推移



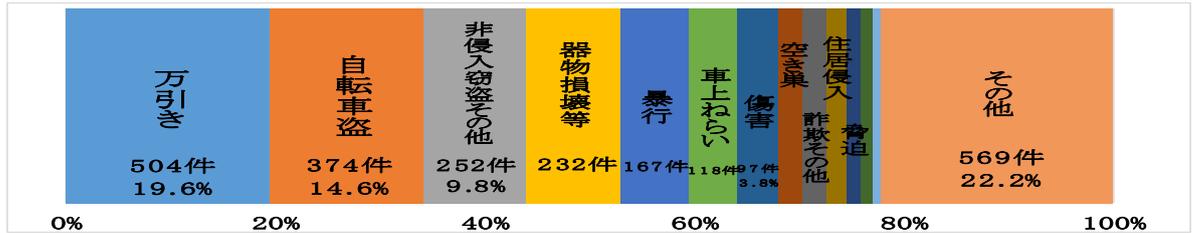
○ 令和2年まで17年連続で減少していた刑法犯認知件数が、本年上半期に増加に転化

イ 主な増加罪種（各年上半期）

	H29	H30	R元	R2	R3	R3/R2増減	
						増減数	増減率
総 数	4,112	3,393	3,331	2,508	2,567	59	2.4%
電話で『お金』詐欺	86	40	31	20	45	25	125.0%
脅 迫	14	19	18	15	36	21	140.0%
強 制 性 交 等	6	4	4	7	12	5	71.4%
強 制 わ い せ つ	28	21	16	17	27	10	58.8%
万 引 き	657	530	517	400	504	104	26.0%
暴 行	175	180	196	145	167	22	15.2%
空 き 巣	100	106	75	65	63	-2	-3.1%
自 転 車 盗	711	613	630	422	374	-48	-11.4%

○ 電話で『お金』詐欺、脅迫・暴行、性犯罪、万引き等が増加
○ 空き巣や自転車盗は減少

ウ 罪種別割合（令和3年上半期）



- 全刑法犯で最も多い「万引き」は、スーパー等の商業施設、コンビニエンスストア及びドラッグストアでの被害が約9割

エ 「電話で『お金』詐欺」の認知状況（各年上半期）

	H29	H30	R1	R2	R3
認知件数	86件	40件	31件	20件	45件
前年同期比	39件	-46件	-9件	-11件	25件
被害額	約142,859千円	約54,999千円	約57,324千円	約21,675千円	約99,950千円
前年同期比	約-6,809千円	約-87,860千円	約2,325千円	約-35,649千円	約78,275千円

- 平成30年以降減少傾向だったが、本年上半期は増加し、昨年1年間の被害を超過（R2年中41件約4,936万円）
- 還付金詐欺及び架空料金請求詐欺で、全体の6割以上

オ 今後の対策

- (ア) 地域の犯罪情勢等に応じて策定した個別具体的な犯罪抑止計画に基づく各種取組の推進
- (イ) 犯人からの詐欺の電話を受けさせないための取組、高齢者に特化した注意喚起、金融機関やコンビニエンスストア等と連携した水際対策等の推進

ア 令和3年上半期の届出状況

	声かけ	迷惑防止 条例違反	つきまとい	公然 わいせつ	写真撮影	暴行	軽犯罪法 違反	その他	合計
件数	198	100	74	55	36	15	13	60	551
前年同期比	+65	+15	+26	+4	-3	+5	-7	+15	+120
構成比	35.9%	18.1%	13.4%	10.0%	6.5%	2.7%	2.4%	10.9%	100%

※ 届出は、通報、相談、第三者情報を含み、犯罪統計の認知件数とは異なる。その他は、建造物侵入、法令違反とならない凝視など。

- 届出件数は551件で、前年同期比で120件の増加
- 声かけ（198件）及び盗撮・痴漢等の迷惑防止条例違反（100件）で全体の半数以上

イ 令和3年上半期の検挙、指導・警告状況

	検 挙			指導・警告		
	R3年上半期	R2年上半期	前年同期比	R3年上半期	R2年上半期	前年同期比
迷惑防止条例違反	21 (1)	31 (9)	-10 (-8)	17 (2)	19 (3)	-2 (-1)
軽犯罪法違反	1 (0)	2 (0)	-1 (±0)	9 (6)	10 (3)	-1 (+3)
公然わいせつ	6 (1)	3 (1)	3 (±0)	10 (1)	5 (2)	5 (-1)
強制わいせつ	3 (0)	6 (3)	-3 (-3)	0 (0)	1 (0)	-1 (±0)
強制性交等	0 (0)	2 (0)	-2 (±0)	0 (0)	0 (0)	0 (±0)
建造物侵入	2 (0)	3 (0)	-1 (±0)	0 (0)	0 (0)	0 (±0)
暴行	1 (0)	0 (0)	1 (±0)	3 (0)	0 (0)	3 (±0)
その他	0 (0)	1 (1)	-1 (-1)	63 (13)	62 (25)	1 (-12)
合計	34 (2)	48 (14)	-14 (-12)	102 (22)	97 (33)	5 (-11)

※ () 内は、子ども・女性安全対策係が処理した内数(単位:件)

※建造物侵入、暴行は、わいせつ・声かけ事案として届出があったもの ※「その他」は、声かけ、写真撮影、色情盗など

- 検挙は34件で、前年同期比で14件の減少
- 盗撮・痴漢等の迷惑防止条例違反の検挙が最も多く21件
- 指導・警告は102件で前年同期比で5件の増加
- その他（声かけ・容姿の写真撮影等）の指導・警告が最も多く62件

ウ 今後の取組

- (ア) 先制・予防的活動の更なる強化(行為者の早期検挙又は指導・警告の実施)
- (イ) 事案認知時のタイムリーな情報発信活動の推進

【委員からの質問等】

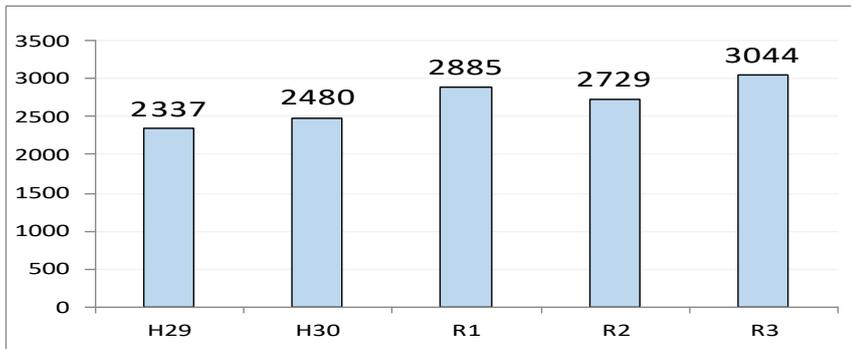
委員から「最近、高齢者の万引きが増えているようだ。こういう統計は、データを分析し、それぞれに対応しなければならないと思う」旨の発言があり、警察側から「万引きについては、検挙された犯人に占める65歳以上の高齢者の割合が約4割となっている。場所はドラッグストアが非常に多く、高齢化が進む中、万引きは非常に多い傾向にあり、今後の大きな課題となっている」旨の説明があった。

また、委員から「電話で『お金』詐欺が増えているということで、スピード感を持った対応が必要だと考える。有線放送や防災無線がある地域ではそれを活用して、今こういう電話が架かってきていると流すなど、周知のために取組を繰り返していただきたい」旨の発言があった。

さらに、委員から「コロナ禍で事件・事故に変化があると思う。まだ先が見通せない中、力を入れないといけないところはあるのか」旨の質問があり、警察側から「コロナ禍での特徴的な犯罪として、持続化給付金の不正受給や、休業中の店舗への侵入窃盗事件、感染者に対する誹謗中傷などがあり、このような犯罪に対して、検挙・抑止の両面できちんと対応していく」旨の説明があった。

2 令和3年上半期の人身安全関連事案への対応状況について

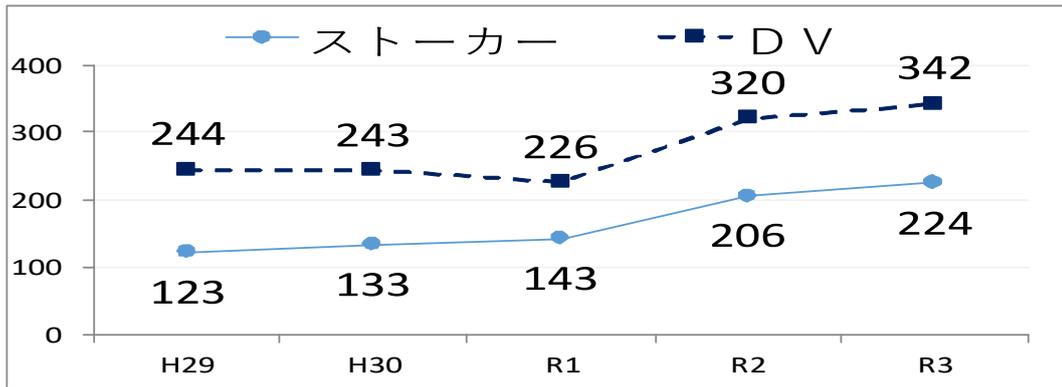
- (1) 警察署から警察本部への速報件数 ※ 数値は、各年6月末現在数（以下同じ。）



- ・ 警察署から警察本部への速報件数は3044件と年々増加傾向で推移

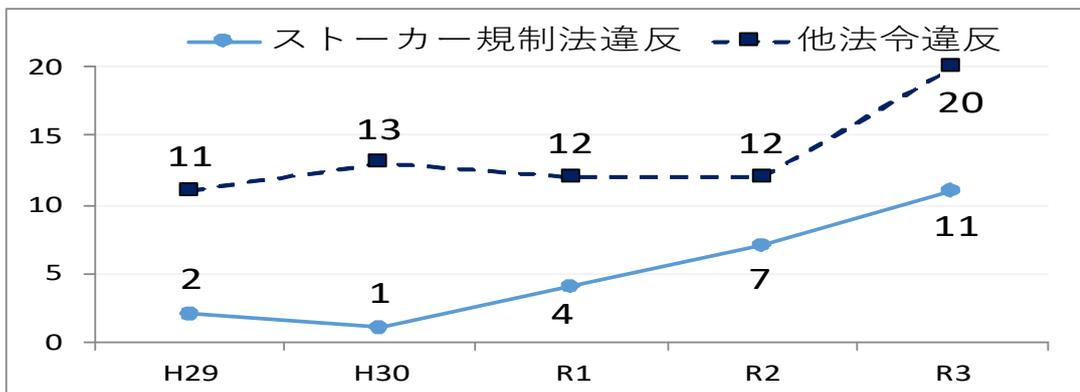
- (2) ストーカー・DV事案への対応状況

ア 認知件数



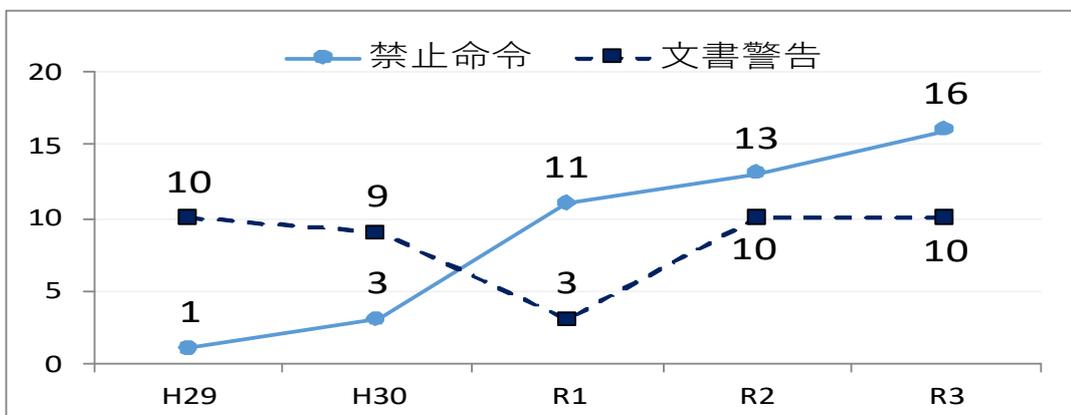
- ・ ストーカー事案は224件（前年同期比+18件）と年々増加
- ・ DV事案は342件（同+22件）と昨年以降は増加傾向で推移

イ ストーカー事案
 (ア) 検挙件数



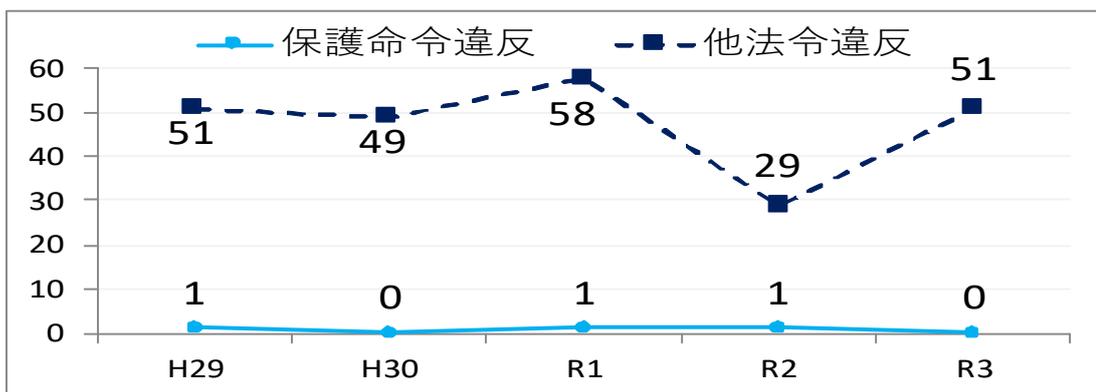
- ・ ストーカー規制法違反の検挙は11件、住居侵入等の他法令違反での検挙は20件といずれも過去最多

(イ) 行政措置件数



- ・ ストーカー規制法に基づく禁止命令は16件と年々増加し過去最多
- ・ 文書警告は10件で前年同期と同数

(ウ) DV事案の検挙件数



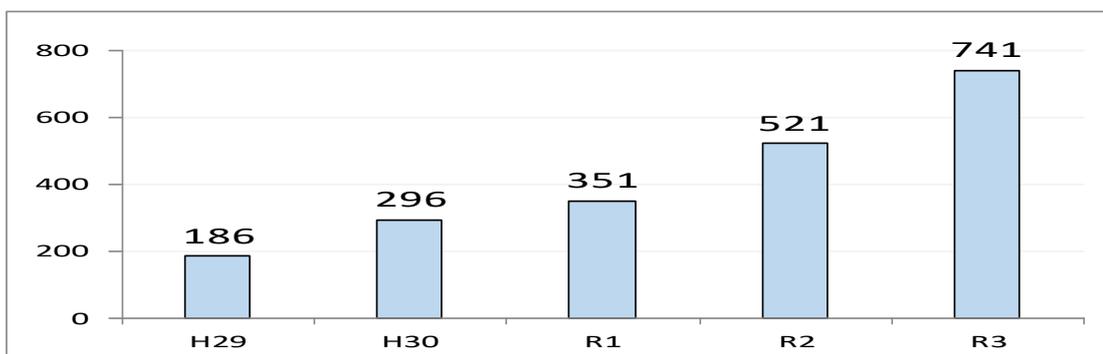
- ・ 暴行等の他法令違反での検挙は51件と前年同期に比べ大幅に増加
- ・ 保護命令違反の検挙はなし。

(エ) 検挙事例

元交際相手の女性に対し、連続して電話をかけた上、同女方に押し掛けた行為者をストーカー規制法違反で通常逮捕するとともに、釈放時に緊急禁止命令を実施した。(6月・熊本東署)

(3) 児童虐待事案への対応状況

ア 児童相談所への通告児童数



- ・ 児童相談所への通告児童数は741人（前年同期比+220人）と年々増加し過去最多

イ 通告事由の内訳（虐待の態様）

年次\区分	通告数（人）	内訳					検挙件数
		身体的	性的	ネグレクト	心理的	うち面前DV	
令和2年6月末	521	106	9	62	344	297	11
令和3年6月末	741	165	3	38	535	460	16
増減数	220	59	-6	-24	191	163	5
増減率（%）	42.2%	55.7%	-66.7%	-38.7%	55.5%	54.9%	45.5%

- ・ 通告事由の内訳は、心理的虐待が535人で最も多く、このうち面前DVは460人と通告数全体の約6割を占める。
- ・ 検挙件数は16件と、前年同期に比べ5件増加

ウ 検挙事例

実父が、小学生女兒に対し、背中を数回足蹴りする暴行を加え、打撲等の傷害を負わせたため、同人を傷害で通常逮捕した。(6月・八代署)

(4) 今後の取組

- ア 警察本部と警察署の緊密な連携による被害者等の安全確保を最優先とした対応の徹底
- イ 児童相談所等の関係機関と連携した児童等の安全確保の徹底

【委員からの質問等】

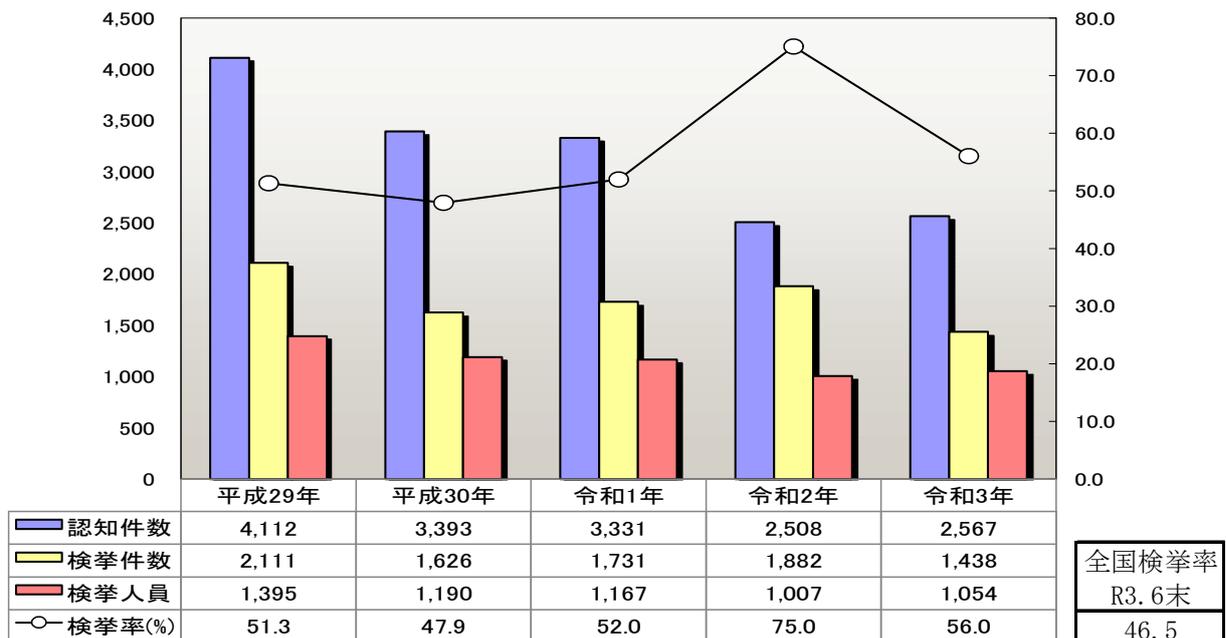
委員から「ストーカーや児童虐待の行為者の中には、それをストーカーや児童虐待と認識していない者がいて、そういった人の価値観は簡単に変えられないと感じているが、逮捕され取調べの中などで、悪いことだと気づいてくれるのか」旨の質問があり、警察側から「文書警告した時点で沈静化するのが、ほぼ9割である。逮捕されて取調べで気づく者もいる。また、今、警察では、ストーカー等の行為者に対する精神科医によるカウンセリングを勧めている。カウンセリングを受けるか否かは本人の意志次第だが、受けないということであれば再犯の可能性があるということで、再被害防止のための取組を強化している」旨の説明があった。

また、委員から「児童虐待の件数が増えている。DVも一緒だが、なかなか家庭の中に入るのが難しいと聞いていたが、どうなのか」旨の質問があり、警察側から「警察官職務執行法による立入りや、児童相談所と連携して児童相談所の立入り調査権に基づき家の中に入ることができる。被害者を直に確認することを基本方針に対応している」旨の説明があった。

さらに、委員から「こういった事案に対応する職員は、外では言えないことを抱えながら対応していると思うので、しっかりと評価していただきたい」旨の発言があった。

3 令和3年上半期の犯罪検挙状況について

(1) 刑法犯年別推移状況 (各年上半期)

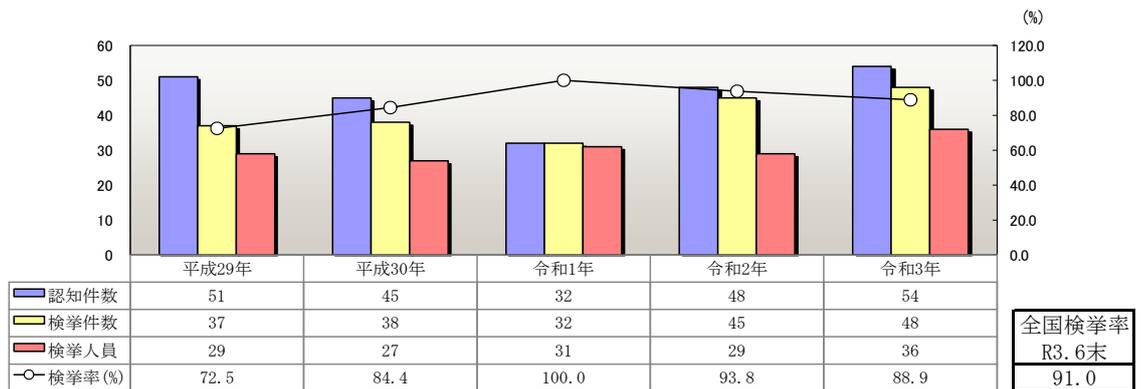


(2) 罪種別検挙状況（各年上半期）

	検挙件数					検挙人員					検挙率					全国
	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	
総 数	2,111	1,626	1,731	1,882	1,438	1,395	1,190	1,167	1,007	1,054	51.3	47.9	52.0	75.0	56.0	46.5
凶 悪 犯	20	16	15	29	28	18	8	13	15	22	87.0	76.2	93.8	96.7	103.7	92.3
粗 暴 犯	318	299	304	239	280	315	325	320	251	294	92.7	87.4	89.4	88.2	89.2	86.4
窃 盗 犯	1,427	1,025	1,074	1,409	889	838	654	627	588	551	51.2	44.0	46.5	82.5	52.5	42.6
知 能 犯	92	77	109	52	77	62	46	68	40	75	43.8	51.7	73.2	55.3	61.6	51.8
風 俗 犯	50	49	38	29	32	25	26	27	21	23	78.1	92.5	105.6	93.5	86.5	83.0
そ の 他	204	160	191	124	132	137	131	112	92	89	29.8	32.2	39.8	33.1	35.5	33.2

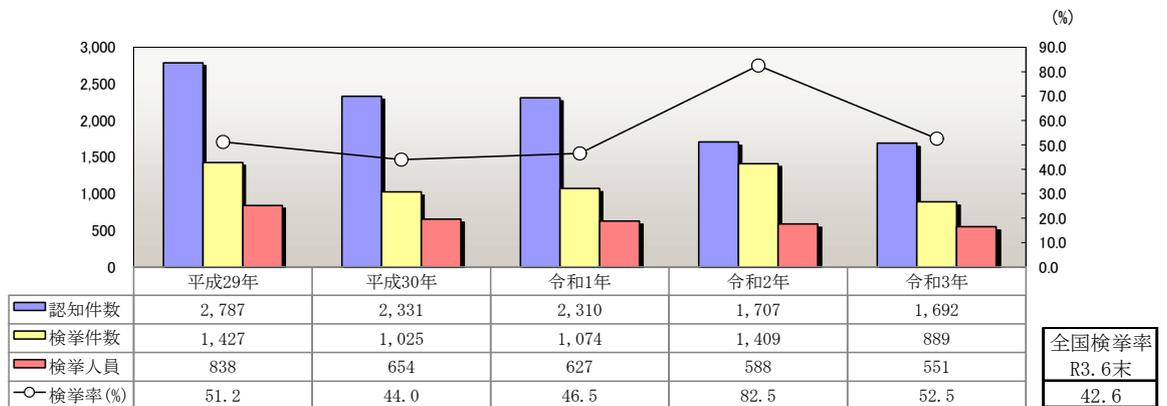
※（前年比増加を青、前年比減少を赤で表記）

(3) 重要犯罪の認知・検挙状況（各年上半期）

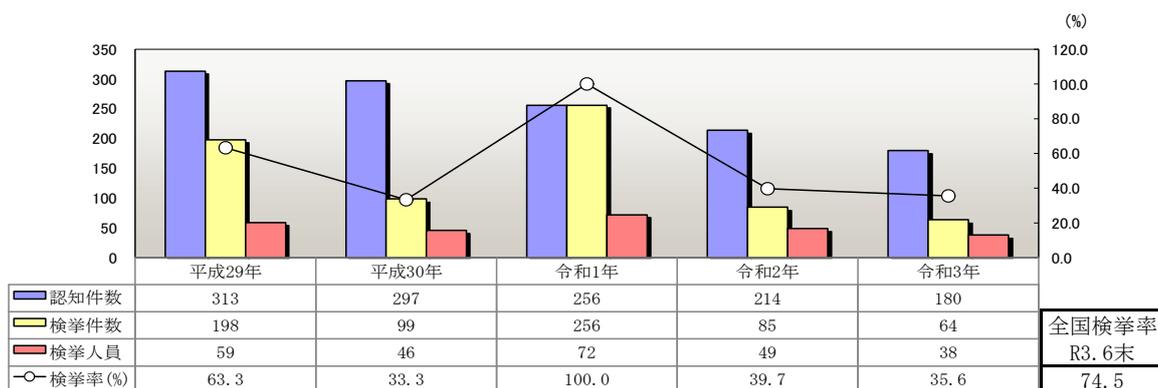


(4) 窃盗犯の認知・検挙状況（各年上半期）

ア 窃盗犯全体



イ 重要窃盗犯



【委員からの質問等】

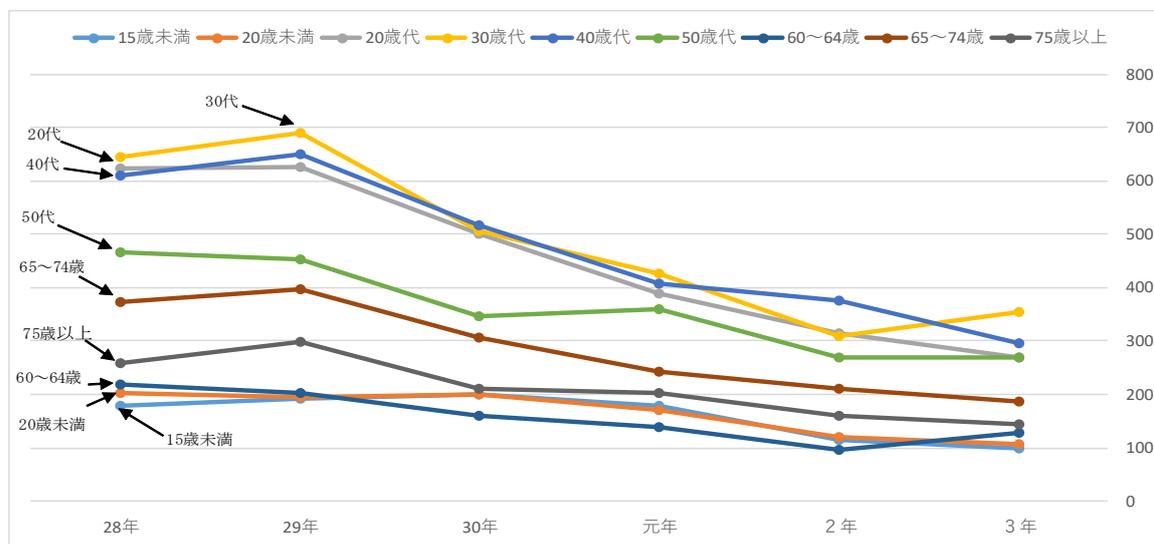
委員から「令和3年上半期の凶悪犯の検挙率が100パーセントを超えているのはどういうことなのか」旨の質問があり、警察側から「前年度に発生した事件を本年度に検挙すると本年度の検挙件数と計上されるので、100パーセントを超えることもある」旨の説明があった。

4 令和3年上半期の交通事故発生状況等について

(1) 交通事故発生数の推移

区分	28年	29年	30年	元年	2年	3年	前年比	過去5年平均 (28～2年)	平均比
発生件数	6,151	5,786	4,784	4,104	3,152	-	-	4,795	-
上半期	2,754	2,882	2,310	1,984	1,549	1,505	-44	2,296	-791
下半期	3,397	2,904	2,474	2,120	1,603	-	-	2,500	-
死者数	67	73	60	69	46	-	-	63	-
上半期	36	37	25	30	22	20	-2	30	-10
下半期	31	36	35	39	24	-	-	33	-
負傷者数	7,929	7,369	6,081	5,092	3,987	-	-	6,092	-
上半期	3,540	3,669	2,926	2,489	1,945	1,835	-110	2,914	-1,079
下半期	4,389	3,700	3,155	2,603	2,042	-	-	3,178	-

(2) 年齢別死傷者数の推移（各年6月末）



(3) 状態別・年齢別死者数の推移（各年6月末）

区 分	歩行中					自転車乗用中					二輪車乗車中					自動車乗車中					合計									
	29	30	元	2	3	29	30	元	2	3	29	30	元	2	3	29	30	元	2	3	29	30	元	2	3					
子ども（中学生以下）	1																									1	0	0	0	0
高校生			1				1																			0	1	1	0	0
他10代	1	1											1	1												1	1	1	1	0
20～24歳	1				2		1		1			1														1	2	0	1	2
25～29歳																2										2	0	0	0	0
30～39歳		1							1																	1	0	1	0	1
40～49歳	1									1	1		2		1		1	1								2	1	3	0	2
50～59歳			2			1	1	1		1	1		1			3		1								5	1	5	0	1
60～64歳		1			2						2	1				2		1	1							1	4	2	1	1
高齢者	65～74	1	1	2	2	2	1			2	1			1		1	2	5	2	4		2	4	6	5	8	6			
	75以上	12	3	7	8	2	3	1	1		1	1	1	2	1		1	5	4	1		2	17	10	14	10	5			
合 計		17	7	12	10	8	5	4	2	4	4	5	3	7	2	2	10	11	9	6		6	37	25	30	22	20			

(4) 下半期の取組

- 四半期分析に基づく戦略的な交通事故抑止対策の推進
- 「ひのくにピカピカ運動」による薄暮時対策の推進
- 飲酒運転指導取締り、歩行者保護対策、広報啓発の強化

【委員からの質問等】

委員から「渋滞を避けて30キロゾーンを通るドライバーがいるが、一旦停止もせずにスピードを出している者も多いと思うので、そういう目線でも見ていただきたい」旨の発言があり、警察側から「抜け道対策として、ゾーン30に指定している道路で抜け道となっている道路、住民からの取締り要望があっている道路等を把握して総合的な対策を推進するため、PTAと学校と連携して点検を実施する方針である」旨の発言があった。

第3 報告・決裁等

- 1 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定についての決裁
警務課人事企画室室長から説明があり、決裁が行われた。
- 2 令和3年夏の定期人事異動についての報告
警務部長から報告が行われた。
- 3 特定秘密の保護措置等についての報告
警備第一課次席から報告が行われた。
- 4 行政文書廃棄手続きに伴う説明
広報県民課文書情報室室長補佐から説明が行われた。
- 5 苦情（R3No.8）調査結果についての決裁
交通指導課課長補佐から説明があり、決裁が行われた。
- 6 令和3年第19回公安委員会会議録の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 7 要望等（R3No.9）受理の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 8 要望等（R3No.10）受理の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 9 審査請求（R2No.8）審理経過調書作成の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 10 審査請求（R2No.8）審理手続の終結等の決裁

- 公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 11 **審査請求(R2No.8)裁決書の決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。